

令和2年5月25日

東京都木造住宅耐震診断技術者  
及び耐震診断事務所の皆様へ

## 新型コロナウイルス感染症への対応について

国の緊急事態宣言及び東京都からの外出自粛要請が延長されているため、令和2年度の東京都木造住宅耐震診断事務所業務実績報告、耐震診断技術者講習会及び事務所登録については、以下のように行います。

### 業務実績報告書の提出について

- 業務実績報告書の提出のご案内は5月下旬にお送りします。
- 業務実績報告書については、令和2年6月末日までに提出するよう、お願いいたします。
- ただし、出勤自粛要請にご協力いただいている場合なども考慮し、提出については柔軟に取り扱いますので、特に遅れる場合はご相談ください。

### 木造住宅耐震診断技術者講習会及び耐震診断事務所登録について

- 本年度の木造住宅耐震診断技術者講習会（更新）及び耐震診断事務所登録の更新手続きは行いません。
- 現在登録されているすべての耐震診断技術者及び耐震診断事務所について、登録期間を1年間延長します。（本年度更新対象でない方も含みます）
- 本年度、新規に木造住宅耐震診断技術者講習会受講をご希望される方（※）については、人数を限定し、新型コロナウイルス対策を行った上で対応します。ご希望の方は、まちづくりセンターに6月末日までにご連絡ください。  
（※日本建築防災協会の耐震診断資格者講習会受講済みの方）

### お問い合わせについて

緊急事態宣言の実施期間中は当センターも体制を縮小しているため、対応に時間がかかる場合があります。ご理解とご協力の程、お願いいたします。

公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター  
木造住宅耐震診断事務所登録担当  
TEL 03-5989-1896